

社会福祉法人 ゆうのゆう

2018 年度事業報告書

(2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日)



1：総括

代表理事 小林美穂

2018年度は、西日本豪雨災害や北海道東部大地震等、全国各地で大規模災害が発生し、被災地は人命を含む大きな被害に見舞われました。私たちが活動する大阪でも、6月の大阪北部地震に続き、9月の台風21号が猛威を振るいました。とりわけ台風21号による被害は大きく、デーセンター夢飛行が使用している建物の屋根が崩落し、その後の雨漏りや停電等の影響で、活動拠点としての復旧に約1ヶ月半を要しました。デーセンター音・onでも、飛来物により1台の送迎車両が部分損壊する等、ハード面での被害が活動に大きな支障をもたらすこととなりました。人的被害については、利用者やスタッフに負傷者等は出なかったものの、利用者のご家族が1名、自宅の復旧作業中に起きた事故で命を落とされました。謹んでお悔やみを申し上げます。

そうした被害を受けた一方で、多くの方々からのご支援に助けられました。家族会や退職した元スタッフ有志、普段からお付き合いのある他事業所等からはお見舞金を。東日本大震災をきっかけに交流を続けている岩手県の事業所からは、相次ぐ雨漏り被害のために近畿全域で入手困難となっていたブルーシートを送り届けていただきました。それ以外にも、安否を気遣うご連絡や援助のお申し出、励ましのお声をたくさん頂戴し、どれほど心強かったか知れません。改めて、心より感謝とお礼を申し上げます。

昨今は何かにつけて「自己責任」が叫ばれ、そうしたある種の社会的プレッシャーによって、生き辛さや息苦しさが増すように感じていく雰囲気を感じます。しかし一方で、今回の災害を通じて、「困った時はお互い様」のメンタリティが健在であることも実感することができました。この「お互い様」は、他者と自身を結びつける想像力が源となって生まれるものでしょう。災害時に限らず、「困りごとを抱えている人」を目の前にした時、「あの人の困りごとは、私が明日抱えることになるものかもしれない」という「当事者性」を、一人一人が自身の中から引き出すこと——これが、「(あなたの困りごとは) 私には関係ない」という他者への無関心に端を発する「自己責任論」と、それによって「生き辛さや息苦しさ」に覆われつつある社会の現状に抗うための強力な武器になるのかもしれない。

利用者（障害当事者）が抱える「困りごと＝障害」もまた、その原因を本人の心身機能にのみ帰結させることは、「そういう心身の状態になったあなたが悪い」という「自己責任論」に結びついてしまいます。困りごと＝障害の要因として「社会の在り方」もきちんと位置付け、それを広く知ってもらうことで、「同じ社会で暮らしている以上、あなたのその困りごと＝障害は、私も抱えることになるかもしれない。だから、あなただけの問題ではない＝私の問題でもある」という当事者性を、人々の中から呼び起こすことができるのではないのでしょうか。ここにも、私たちが法人として果たすべき役割、「仕事」が確かにあるのだと思います。

2：デーセンターモモの家（生活介護）

□登録利用者：32名／定員：22名（2018年度末時点）

□活動状況

6月の大阪北部地震、9月の台風21号に際しては、施設の建物自体が被害を受けることはありませんでしたが、自宅マンションのエレベータが緊急停止して通所できない、数日間自宅が停電して生活に支障が出たという利用者、公共交通機関がストップして通勤が困難になったスタッフ…といったケースが散見されました。「緊急時対応策委員会」でも検討を重ねているBCP（事業継続計画）の策定と、実際の運用に向けた動きを加速させていく必要があります。そんな中、福島消防署に協力いただいて実施した消防訓練には、利用者も一緒に参加しました。消防士の皆さんと利用者たちが直接ふれ合うこうした機会は、「平時」から「顔の見える関係」をつくっておくという意味でも有意義なものになりました。

一方、この年の夏はまさに「災害級」の暑さが続いたため、外出や散歩を控え、夏祭りイベントやゲーム大会等、施設内で楽しむことができる企画に力を入れました。

そうした工夫に対してはご家族からも好評をいただきました。

地域との交流や自主製品等の販売活動に関しては、例年取り組んでいるイオン野田阪神店での「イエローレシートキャンペーン」、福島区民祭り、あいあい祭り（区社協主催）、福島区健康展（区医師会等主催）に加え、夏休みヒューマンシアター（区人権啓発推進協議会主催）という映画上映会での物販に初めて参加する等、地元・福島区に密着した取り組みを継続、開拓しています。そして、利用者やスタッフが直接参加するわけではありませんが、海老江東小学校 PTA の皆さんのご協力により、同校の学芸発表会での自主製品委



託販売は今年も継続していただくことができました。

毎月出張販売をおこなっている「大阪市社会福祉研修・情報センター」(西成区)での物販については、研修会等でより多くの方がセンターを出入りする日に販売できるよう、センター側と調整を重ねています。また、一旦中止となっていた弁天町 ORC フリーマーケットが再開することになったため、モモの家としてもフリーマーケットへの出店を復活させ、リサイクル品や自主製品等の売り上げ増に向けて、一層積極的に動いていきたいと思えます。

3：デーセンター機関車（生活介護）

□登録利用者：26 名／定員：15 名（2018 年度末時点）

□活動状況

新拠点で活動をスタートさせてから3年目を迎えました。ライブラリー機能も備えたりサイクルショップが活気づいた1年となりました。学生さんやママさん、仕事帰りのサラリーマン等、お客さんの層も多種多様。常連さんも一見さんも含め、多くの方に「デーセンター機関車」という場所が認知されつつあることを実感しています。そうした実感が、ショップの売上げという「目に見える成果」としても表れ、2018

年度は機関車としては過去最高額の売上げを達成することができました。

その他、地域の方々とのふれ合いを意識した取り組みとしては、毎月の「無農薬野菜販売」の継続に加え、専門家をお招きしての「味噌作りワークショップ」を初めて開催しました。「味噌作り」については、残念ながら一般のお客さんからの参加はなかったものの、利用者・ご家族・スタッフみんなで楽しむことができたほか、講師の方ともつながりを持つことができたので、今後も取り組みを発展させていくことを検討中です。

また、この年は夏の暑さが厳しく、利用者の安全を考慮して外出機会が少なくなってしまった分、「イースター祭り」や「ダイナミック書道大会」をはじめ、そうめん流しや絵本読み聞かせ等、センター内でのイベントを充実させたこともトピックとして挙げる事ができると思います。



一方、医療的ケアを必要とする利用者の増加に伴う物品（人工呼吸器・酸素濃縮器・吸引器等）の増加によって、忘れ物の多発や動線の確保が移転当初からの課題となっています。忘れ物に関しては、物品の整理整頓はもとより、1人の利用者の物品を1つのかごにまとめておいて、帰宅の際にはそのかごが「空っぽ」であることを確認するといった、忘れ物防止のための「仕組み」作りを試みました。動線の確保については、利用者が横になって過ごす「敷き布団」の多さがネックの一つになっていたため、布団よりもサイズが小さい「キルティングマット」を一部導入する等して、空間のスリム化を図りました。引き続き効果的な対策を検討することで、利用者の快適な日中生活に結び付けていきたいと考えています。



4：デーセンター音・on（生活介護）

□登録利用者：25名／定員：15名（2018年度末時点）

□活動状況

2013年の開所から丸5年という節目を迎えました。開所以来力を入れている自主製の商品開発では、利用者とスタッフがキャンドル・紙漉き・染物の各班に分かれて、試行錯誤を繰り返しながらも楽しく制作活動に勤しみました。キャンドルについては、材料調達が困難となり、残念ながら制作を中断することになりましたが、染物については、できあがった布にビー玉を施し、それを使ってスマートフォンケー



スを試作する等、新たな展開が見られました。スタッフの創作による絵本を題材とした絵画にも取り組んでおり、独創的な「創作活動」が音・onの特長となっています。

利用者と一緒に作り上げていくイベントとして定着しつつある「秋祭り」は、今年も盛り上がりを見せました。ゲームや屋台といった模擬店のほか、今回は浴衣会の一環として「Onstagram」と称した撮影会も企画。ご家族や他部署からの飛び入り参加がなかったことが「もったいない」と感じるほど、充実したひと時を過ごすことができました。今後は、地域の方々もお招きできるような「名物イベント」を目指していきたいと考えています。

地域との繋がりに目を向けると、施設周辺にマンションが増えてきていることもあってか、この年はショップの来客が増えたような印象を受けます。リサイクル品等の商品陳列の工夫をはじめ、試作段階にある自主製品の商品化、「秋祭り」のような各種イベントの地域への開放等を通じて、一人でも多くの地域住民の方々に「デーセンター音・on」の存在を知っていただけるよう努めていきたいと思っています。

ショップ活動とは別の角度から、地域との繋がりを意識した取り組みとして、避難訓練を年度内で繰り返し実施していることが挙げられます。音・onが立地している「港区」という場所柄、基本的に「地震→津波」という想定で避難行動を取りますが、訓練では「一次避難所」に指定されている近隣の学校へ、実際に利用者とスタッフとで歩いて向かうことをおこなっています。今後は、この学校との共同避難訓練等も視野に入れながら、平時における「地域との顔の見える関係」構築により力を入れていきたいと考えています。



5：デーセンター夢飛行（生活介護）

□登録利用者：47名／定員：31名（2018年度末時点）

□活動状況

2018年度は、自然災害の恐ろしさを肌身で感じる1年となりました。9月の台風21号により、建物の屋根が崩落。幸い負傷者等の人的被害は出さなかったものの、その後の雨漏りやライフラインの寸断によって、約1ヶ月半もの間、臨時の拠点を複数個所に設けて活動することを余儀なくされました。しかし一方で、家族会や元スタッフ有志、東日本大震災を契機に交流を続けている東北の方々等から多くの支援や激励をいただいたこと、施設が位置している西成区岸里地域の自治会や学校PTA等が参画する「地域活動協議会」のご協力で臨時の活動拠点がスムーズに確保で

きたこと等、「つながり」のありがたさを改めて実感できたことは「怪我の功名」と呼べるのかもしれません。12月には、ミュージシャンの「リピート山中さん」と「まぐま」さんが夢飛行を訪れて「慰問コンサート」を開いて下さり、台風被害が尾を引いて落ち込んでいた利用者もスタッフも元気付けられました。

そうした中でも、ショップや西成区役所ロビーでの物販といった、地域交流の取り組みは継続。特にショップ活動については、ショップスペースを有効活用するための「ものづくりワークショップ」を3回にわたって企画・実施（第1回＝スクラッチアート／第2回＝ウォータードームペン／第3回＝ソックスノーマン）する等、売上増に加え「地域に必要とされる場所」を目指して精力的に取り組みました。

また、毎週月曜日と金曜日については、利用者とスタッフの一部が、夢飛行ではなく、地域のフリースペースで過ごすということを一年間継続して試みました。メンバーを固定し、手厚いスタッフ配置を確保した上で、少人数による「集中的な日中活動」を実現することが狙いです。月曜日については、一定程度「意思の疎通が可能な」利用者を中心にメンバーを組み、利用者の発案・創意工夫による「マルシェ」や「夏祭り Week」といった地



域にも開放されたイベントを企画しました。一方金曜日は、外国人スタッフを軸にメンバーを編成し、外国の文化について学んだり、家庭料理やお菓子を作ったり、国際交流のイベントを開催する等、特色のある取り組みに力を入れました。

6：グループホームことのは（共同生活援助）

□入居定員：7名（2018年度末時点）

□活動状況

生活支援員（夜間支援員）と世話人に加え、入居者個人単位の居宅介護利用による他事業所ヘルパーも含めた支援体制を整えることで、2018年度も包括型グループホームとしての事業を継続し、入居者の「家」としての役割を果たすことができました。

5月には季節外れのインフルエンザ罹患によって、3名の入居者が入院し、内1名（男性）は帰らぬ人となってしまいました。入居者が朝夕を共に過ごす共同生活の場であるグループホームにおいて、感染症の拡大防止は常に喫緊の課題であると言えます。感染症に対する正しい知識を身に付け、日常の対策に万全を期すこと。改めて関係スタッフ全員で取り組んで参ります。

8月～11月にかけて、ことのはとしては初となる「体験入居」の受け入れ（男性1名）を実施しました。結果として本入居には至らなかったものの、今後のサービス提供や支援の在り方について大いに参考となる受け入れでした。4月に女性1名、年度終わり



も近い2月に女性1名が新たに入居者となり、2018年度末時点では、男性2名+女性5名という形で入居定員7名を満たすこととなりました。

地域との繋がりという面では、ホームが位置する大正区泉尾地域の夏祭りに入居者全員で参加することができたほか（8月）、余暇の充実として、花見外出（4月）・神戸ルミナリエのイルミネーション鑑賞外出（12月）をはじめ、ショッピングや外食の機会もしばしば設けることができました。ホーム内での行事としても、恒例となったご家族をお招きしてのクリスマス会や忘年会、テレビゲーム大会、誕生日会や新入居者歓迎会等、アットホームな雰囲気づくりに取り組むことができました。

2018年度で入居者の最年少の方が30歳台に入ったことを踏まえ、入居者本人たちの加齢による心身機能の変化はもちろん、ご家族の高齢化によって週末や年末年始等の帰省が困難になるケースも想定しながら、必要に応じて遅滞なく対応できるよう準備を進めていきたいと考えています。

	2018年度 活動・イベント	関係部署
毎月または隔月の活動・イベント	「Torute」店頭販売担当	各部署（生活介護）
	大阪市社会福祉研修・情報センターでの物販活動	モモの家
	FBM デー	各部署（生活介護）
	全体 FBM デー	全体
	天然酵母のパン販売@ショップ	夢飛行
	無農薬野菜販売会@ショップ	機関車
	車椅子ダンス練習会	全体
	「てんまーと」出店（※夏季・冬季は出店見合わせ）	全体
	西成区役所「福祉の店」出店	夢飛行
	絵本読み聞かせ	モモの家 + 音・on + 機関車
	誕生日会	各部署（生活介護）
	モモシネマ（映画上映会）	モモの家
	キカンシャシネマ（映画上映会）	機関車
	On シネマ（映画上映会）	音・on
年間通じて随時	利用者・スタッフの歓送迎会@日中活動	各部署（生活介護 + グループホーム）
	グループ外出・プール外出	各部署（生活介護）
	入居者誕生日会	ことのは

	テレビゲーム大会	ことのは
	イオン野田阪神店「イエローレシートキャンペーン」参加	モモの家
4 月	花見外出	各部署（生活介護＋グループホーム）
	入所式	全体
	イースター祭り	機関車
5 月	ヨガ@日中活動	機関車
	車椅子ダンス発表会	全体
6 月	ダイナミック書道大会	機関車
	ショップ de ワークショップ「スクラッチアート」	夢飛行
	車椅子ダンス第 12 期生 茶話会	全体
7 月	七夕イベント	夢飛行
	大阪歯科大学「学生介護実習」受け入れ	各部署（生活介護）
	夏祭り Week	夢飛行
8 月	夏の甲子園イベント	夢飛行
	なにわゴスペルフェスティバル鑑賞	全体
	ドイツ day	モモの家
	泉尾地域夏祭り参加	ことのは
	ビンゴ大会	モモの家
	スイカ割り大会	モモの家
	モモ祭り	モモの家
	インターナショナル水族館	夢飛行
	「夏休みヒューマンシアター」での物販活動	モモの家
9 月	スイカ割り大会	機関車
	たまりばマルシェ	夢飛行
	浴衣会	モモの家
	秋祭り Week	音・on
	1 泊旅行@USJ	全体
10 月	秋祭り Week～浴衣会「Onstagram」	音・on
	「とっておきの音楽祭 in 堺」出店	全体
	ショップ de ワークショップ「ウォータードームペン」	夢飛行
	「福島区健康展」での物販活動	モモの家
	ハロウィーンカラオケパーティ	モモの家
	「福島区民祭り」出店	モモの家

11 月	秋祭り Week	音・on
	1 泊旅行@神戸	全体
	「東北⇄関西⇄九州 ポジティブ生活文化交流祭」参加	全体
12 月	クリスマス会&忘年会	ことのは
	クリスマス会	全体
	リピート山中&まぐま慰問コンサート	夢飛行
	平成 30 年「笑い納めの日」	機関車
	忘年会@日中活動	モモの家
	神戸ルミナリエ外出	ことのは
1 月	書初め大会	機関車
	ショップ de ワークショップ「ソックスノーマン」	夢飛行
	成人のお祝いイベント	音・on
2 月	バレンタインデーイベント	各部署（生活介護）
	豆まき大会	機関車
	「あいあい祭り」出店	モモの家
3 月	ひな祭りイベント	音・on
	センバツ高校野球イベント	夢飛行
	ホワイトデーイベント	各部署（生活介護）
	センバツ高校野球観戦外出	各部署（生活介護）
	味噌作りワークショップ	機関車
	「弁天町 ORC フリマ」出店	モモの家
	忘「年度」会@日中活動	音・on
	花見外出	各部署（生活介護）

7：リサイクルショップ・自主製品販売・利用者還元金

□リサイクルショップ

生活介護施設 4 拠点それぞれにリサイクルショップを併設し、地域の方々から寄付いただいた古着等のリサイクル品のほか、自主製品等を販売しています。「買い物」というごく日常的な行為を通じて、地域の方々と利用者とは自然な対面コミュニケーションを通じて交流を深めることを目的として運営に当たっています。

夢飛行や機関車の場合は、ショップ（施設）が住宅街に位置していることもあり、年間を通じて一定の来店客数が見込めるため、ショップのスペースを利用したイベント（ワークショップ等）企画を充実させて、「常連さん」づくりやショップの存在感アップにつなげていく方向性で活動を行っています。



一方、モモの家や音・onの場合は、周囲に工場等が多く、日中の集客がなかなか見込みにくい立地であるため、地域のフリーマーケットや各種イベントに赴いての「出張販売」に力を入れています。店舗への来客増を目指した取り組みが必要である一方で、出張販売は利用者の貴重な外出機会ともなっており、むしろ出張販売をより充実させていくほうがよいのではないかという意見もあります。それぞれの施設の特性に合わせて、商品の売上増と地域の方々との交流の充実を図る取り組みを今後も継続していきます。

□自主製品販売（Torute・てんまーと・その他イベント）

生活介護各施設での販売活動に加えて、全部署共同で取り組んでいるものとして、「てんまーと」（大阪天満宮境内で開催される手作り雑貨市／毎月1回／当方の出店は4～6月・9～11月）、「Torute」（大阪市内の障害者支援事業所が共同運営する自主製品アンテナショップ／毎月複数回の店頭販売を担当／大阪メトロ堺筋本町駅構内）、「東北⇄関西⇄九州ポジティブ生活文化交流祭」（被災地支援イベント／毎年11月／長居公園）等が挙げられます。



Toruteの活動では、利用者さんとスタッフによる店頭販売担当のほか、Torute加盟事業

所同士で互いの自主製品を委託販売し合う取り組みがあり、相互の販路拡大や販売会・店頭での商品ラインナップの充実、事業所間のネットワーク構築等に役立てています。2018年度は、Torute 加盟他事業所からの委託商品を、従来の販売イベントだけでなく、夢飛行のショップで常設販売する試みも始めました。今後も Torute のネットワークを活用した取り組みの展開に期待したいと思います。

てんまーについては、顔なじみの出店者も増え、良好な関係を築くことができています。どちらの取り組みも、利用者にとっては貴重な外出機会となっているほか、普段は障害者・障害福祉とあまり関わりのない一般客・出店者に対して、法人の取り組みや重症心身障害者の存在について知っていただく機会としても重要な位置を占めています。

一方、被災地支援イベントである「ポジティブ祭」では、お客さんと一緒に「ビー玉アート」を制作し、後日出来上がった原画ポストカードを郵送でお届けするという試みを昨年に引き続き実施。子どもたちがワークショップに参加している間、保護者の方々の待ち時間を活用して、スタッフから法人の取り組みや重症心身障害者について紹介させていただく等、有意義な企画となりました。また、「自主製品販売」とは異なりますが、2016年度のポジティブ祭から継続している、外国人スタッフを中心とする「国際交流屋台」が今回も盛況でした。毎回、中心となる外国人スタッフの母国料理を振る舞うのですが、今回はドイツ風コロッケ「クネーデル」と「ホットワイン」を販売。当日の寒さが味方となって、どちらも完売し、過去最高の売上を記録しました。

その他、大阪府立大学の学生を中心に企画された「とっておき音楽祭 in 堺」（10月）にも物販ブースを初出店。堺地域の障害福祉関係者との交流の機会ともなりました。



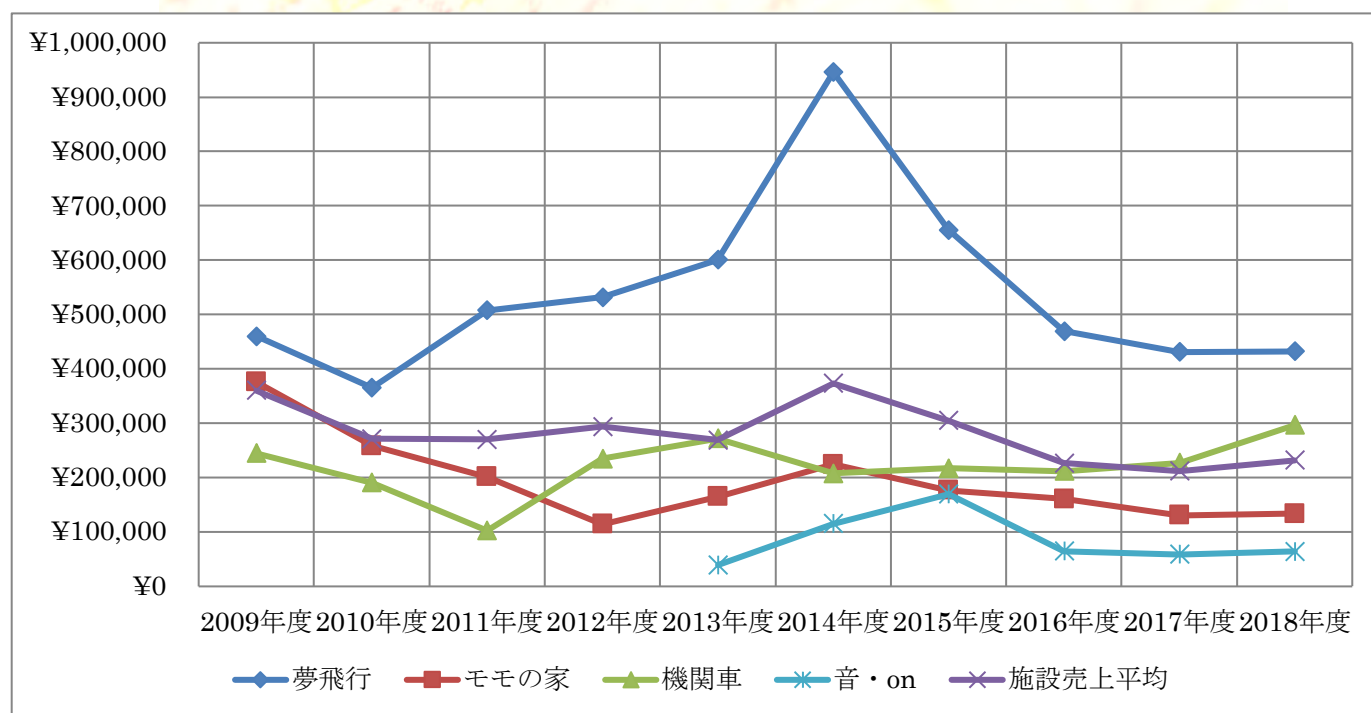
□利用者還元金：

「利用者還元金」（いわゆる「工賃」）となる各種売上等の合計は、前年度(2017 年度)比で微増(約 9%増)の約 93 万円。利用者 1 人当たりが受け取る還元金は約 6,900 円となりました。機関車のリサイクルショップでの売上が過去 10 年間で最高を更新する等、一定の健闘が見られましたが、商品単価の高い「ビー玉アート」のウェディングペーパーアイテム受注・絵画リース事業がしばらく滞ってしまったこともあり、売上「微増」に留まったと考えられます。今後も売上増を目指していくことに変わりはありませんが、「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」という等式が成り立つ精度をいかにして高めていくのか、「利用者の地域生活支援としての経済活動」をどのように法人内で位置付けていくのか、活動をめぐる本質的な課題と向き合い続ける姿勢が求められます。

【2018 年度・施設別売上合計】（）内は前年度の結果

	モモの家	機関車	音・on	夢飛行	施設合計	利用者数
ショップ・自主 製品・絵画売上 等の合計金額	135,004 円 (133,344 円)	298,115 円 (229,769 円)	65,971 円 (60,921 円)	433,990 円 (433,175 円)	933,080 円 (857,209 円)	135 名 (135 名)

※利用者 1 人当たりの還元金額＝6,911 円／人（前年度＝6,349 円／人）



8：絵画

「商品」としての「ビー玉アート」制作については、ウェディング用ペーパーアイテムの受注が1件、絵画リース事業（リース期間は3ヶ月単位）については、既存の取引先4箇所に対してそれぞれ1回ずつのリース絵画お届け＝計4件（全て歯科医院）に留まりました。リース事業については、1箇所の取引先につき「年4回」のリースをコンスタントに実施することが目下の課題となっています。また、ビー玉アートの「原画」商品ばかりでなく、これをデータ化して「デザイン」として売り込むための企画にも取り組みました。具体的には、クラウドファンディングを通じてオリジナルデザインのアパレルやファッシンググッズを商品化する企画に、ビー玉アートを施したバッグのデザインを応募。一次審査を通過すると、デザインを実物として試作したサンプル商品がクラウドファンディングのサイト上で公開され、一定数の

「購入予定者」を獲得すると、実際に製品化～販売される仕組みです。正式な販売にまで漕ぎ着けた場合は、商品売上金の一定割合を「デザイン料」として受け取ることができます。利用者還元金に繋がる売上について、こうした商品自体の外製化を通じて、「デザイン」というソフトによる収入も見込んでいきたいという展望の実現に向けて、一歩を踏み出した形です。

利用者が楽しむ「日中活動」としての面では、昨年考案した通称“アートガン(Art Gun)”（長い柄の先端にペイントローラー等を取り付けたオリジナルの道具）を活用して、利用者の絵画活動への「参加のしやすさ」を追求したり、ビー玉の代わりにテニスボールやスーパーボールを用いて、絵の具の「軌跡」に変化をつける等の工夫を凝らしました。

一方、絵画（アート）活動のさらなる充実のため、障害者のアート活動を中心にして事



業展開している「アトリエインカーブ」（社会福祉法人素王会／大阪市平野区）へ、絵画を担当しているスタッフ1名をインターンシップという形で派遣（5～7月）。3ヶ月という長期間にわたって普段の現場を離れ、作家（障害当事者）の制作環境、アートをプロデュースするための知見やスキル等について学びました。インターンシップ終了後は、スタッフ向けの報告会も実施して、学んだ内容を還元。各部署の現場で絵画活動を担当しているスタッフをはじめ、多くの刺激を受けたようです。

9：車椅子ダンス

毎年、生活介護各施設から選抜されたメンバーが、日中活動の時間を利用した月1～2回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露します。2018年度の発表会（5月）に出演したメンバーは第12期生（9ペア）。今回のテーマは「宇宙」。演目は「Jupiter」（平原綾香）、「真っ赤なスカーフ」（アニメ「宇宙戦艦ヤマト」エンディングテーマ）、「ムーンライト伝説」（アニメ「美少女戦士セーラームーン」主題歌）の3曲。荘厳・哀愁・クールといった3曲それぞれメリハリの利いた振り付けで、観客を魅了してくれました。発表会後にメンバーで集まる「茶話会」では、手作りのアルバム写真集や、発表会当日の様子を撮影したDVDをプレゼントすることで、練習～発表会の思い出を形にして残すことにも取り組んでいます。

一方、発表会後に発足した第13期生のメンバーは、2019年度の発表会を目指して一年間の練習に励んでいます。施設（部署）の垣根を越えて利用者とスタッフが一つのことに取り組む貴重な機会として、また地元企業からのボランティア受け入れを通じた地域交流の場としても



定着しています。一方で、活動そのものに「地域や社会へのアウトプット」に繋がるような方向性を持たせ、その展開像を描いていくこと、具体的には「発表会」の観覧客数（ご家族・一般の方々）を増やすこと等が今後の課題と言えそうです。

10：輪（つながり）委員会

利用者の家族と担当スタッフが定期的（1～2ヶ月に1回程度）に集まり、重症心身障害者と呼ばれる利用者の将来の生活、とりわけ「親亡き後の生活」について、意見交換や学習会、見学会等を通じて具体的なアクションに繋げていくための取り組みです。

2018年度は主に、親・家族にもしものことがあった時のために必要な情報を予め書き残しておく「つながりノート」の作成について検討会や意見交換会を開催し

ました。利用者本人に対する直接的なケア上の留意点や身上監護(入院・入所・手術の手続きや延命措置等)に関する「親・家族」としての意向等、「もしもの時」に他の支援者に伝えておきたいことをリストアップ。そこで挙げた項目を一つの様式として整理し、何名かの家族に依頼した試験的なノート作成を経て、コンテンツ部分については一応の完成を見ました。今後は、「記入しやすい」「読みやすい」ノートのデザインと、実際のノート活用方法について検討を重ねていく予定です。

課題としては、当委員会へのご家族の参加者数が減少傾向であることが挙げられます。平日の日中にお仕事をされているご家族が増えているという致し方ない背景もありますが、ご家族同士の情報交換やコミュニケーションの場としても当委員会を活用してもらうべく、開催曜日の工夫（土曜日開催）や食事会形式での開催等を試みました。今後も改善を図りたいと考えています。

一方、スタッフに対しては、「親亡き後の生活の場」として実際に当法人でも運営しているグループホームでの事例を題材に研修会を開きました（12月）。グループホームに入居している利用者が入院を経て退院することになった際に開かれる「退院前カンファレンス」のロールプレイを通じて、家族がいない利用者の退院後の生活を支えるために、関係者間でどのような



連携が必要なのか、どのような想いで担当者が入居者と向き合っているのか、といったことを参加者全員で考える機会となりました。

【2018 年度・つながり委員会開催実績】

開催日	会場	参加者数（家族）
2018/5/11（金）	フリースペース Tamariba	8 名
7/25（水）	「すし半」市岡店（食事会形式）	13 名
10/20（土）	福島区コミュニティーセンター	7 名
2019/1/10（木）	フリースペース Tamariba（食事会形式）	7 名
2/28（木）	都島区民センター	9 名

11：FBM（ファシリテーションボールメソッド）

FBM は「Facilitation Ball Method」の略称で、空気量を調整した専用の柔らかいボール＝ファシリテーション・ボール（FB）を媒介とした心身へのアプローチ法を指します。FBM インストラクター養成講座を修了したスタッフが中心となり、モモの家、音・on、夢飛行では、毎月1～3回の「FBM デー」を設定しているほか、本年度はインストラクターの増員(1名)によって、機関車でも送迎待ち等の空き時間を利用した短時間の FBM がスタートしました。

また、法人全体の活動（「全体 FBM デー」）としても、ほぼ毎月1回のペースで実施することができました。「全体 FBM デー」では、参加人数をある程度限定する（概ね利用者8名まで）ことによって、利用者とスタッフがFBを介して1対1でじっくりとコミュニケーションできる時間と環境を整えるよう心掛けています。2018 年度は、音楽



や映像も取り入れながら、利用者－スタッフ間のコミュニケーションや利用者のリラックスをより促進できるよう工夫したほか、FBM 研究会代表の大島昇先生をお招きして直接指導していただく機会を設けることもできました。

今後は、参加した利用者個々についての活動記録を残すことによる FBM の効果検討の仕組み化、個別支援支援目標として FBM への参加を設定している利用者への対応等を重点項目として位置付け、活動の一層の充実を図りたいと思います。

12：旅行

予算等の事情により、2015 年度を最後に一時中止していた旅行行事ですが、2017 年度にその再開に向けて、試験的な近距離・時間短縮の宿泊行事を 1 回実施。その結果を踏まえて体制を整備した 2018 年度は、本格的に旅行行事を再開することができました。従来「希望者 1 名当たり年に 1 回」としてきたサイクルを「1 名当たり 2 年に 1 回」に変更。コースは①大阪旅行（USJ）と②神戸旅行（須磨海浜水族園＋神戸市街地）の 2 つで、合計 3 回。「旅行当日の夕方集合～ホテル宿泊→終日外出・観光」という「1 泊 1.5 日」の行程で実施しました。従前の旅行行事と比較すると、目的地までの距離・時間・コースの種類等は縮小された形になりましたが、参加された利用者やご家族にとっては、久しぶりの、あるいは初めての旅行ということもあり、好評をいただきました。

2019 年度は「2 年サイクル」の後半期となるため、2018 年度には参加していない残りの希望者全員が対象となります。「1 泊 1.5 日」のタイムスケジュールの見直しや、行先の充実等も並行して検討していく予定です。



【2018 年度・旅行行事の状況】

日程	行先・宿泊先等	利用者参加数※()内はご家族
2018/6/10～6/11	①大阪旅行（ホテルユニバーサルポー／USJ）	10 名（2 名）
9/9～9/10	②大阪旅行（ホテルユニバーサルポー／USJ）	9 名（なし）
11/11～11/12	③神戸旅行（シーパル須磨／須磨海浜族園・ポートタウン・南京町）	10 名（なし）

13：被災地支援活動

東日本大震災の発生と私たちの東北被災地派遣活動開始から 8 年が経過しました。法人としての派遣活動は一旦終了しましたが、派遣活動経験のあるスタッフが個々に現地を訪れたり、現地で出会った方々と連絡を取り合ったりしながら繋がりを保っている状況です。

そうした交流先の一つ、岩手県宮古市内にある就労支援事業所「ワークハウス アトリエ SUN」で製造されたお菓子の仕入れ販売は 2018 年度も継続しており、雑貨中心の私たちの自主製品販売に「食品」が加わることで、商品の「ラインナップ増」を図ることができるという点で、「WIN・WIN」の関係にあると言えます。その他、同震災以降毎年 11/23(勤労感謝の日)に開催される被災地支援イベント「東北⇄関西⇄九州 ポジティブ生活文化交流祭」



には 2018 年度もブース参加。上記のお菓子や自主製品販売のほか、外国人スタッフが中心となって故郷の家庭料理を振る舞う「国際交流カフェ」が盛況でした。

一方、9 月の台風 21 号で屋根が崩落する等大きな被害を受けた夢飛行。これまで被災地を「支援する側」として災害と向き合ってきた私たち自身が「被災」することとなり、記憶に深く刻まれる 1 年となりました。この時、屋根の崩落による雨漏りのため、応急用のブルーシートを必要としていたのですが、同じようなニーズが近畿圏内全域で高まったため入手困難な状態に陥っていました。そこへ救いの手を差し伸べてくださったのが、「アトリエ SUN」と同じく東北被災地派遣以来お付き合いのある岩手県一関市の NPO 法人「響生」（ひびき）さんでした。すぐさま大量のブルーシートを大阪まで送り届けてくださり、大いに活用させていただきました。その他にも東北で出会った様々な皆さんからお見舞いや励ましのご連絡をたくさんを頂戴し、利用者もスタッフもどれほど勇気づけられたことか…。この場をお借りして、改めて感謝とお礼を申し上げます。「災害」を契機とする出会いではありましたが、こうした細くとも息の長い関係づくりが、いざという時の「困った時はお互い様」の実践に結びついたことを実感しています。

14：後援会

延べ会員数は約 1200 名ですが、逝去等による退会もあり、現員は約 870 名となっています。近年は特に新規会員数の伸び悩みや、現会員による継続支援の減少傾向が課題となっています。台風被害を受けて現在施設の移築を検討している夢飛行を含め、今後も新拠点の設置や送迎車両の購入・リースといったハードウェア面の整備が急務となる中、多くの



の方々に私たちの活動を支えていただくことの重要性は日増しに高まる一方です。そして、使途自由な運営費の確保もまた欠かせません。

しかし他方、友人・知人等に呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」＝「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」――法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用

者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

今後は、遺贈寄附（遺産や相続財産による寄附行為）の受付も含め、多様なご寄附・ご支援の形にも柔軟にお応えできるよう後援会の機能強化を図るとともに、スタッフに対する意識喚起にも一層力を入れていきたいと考えています。

15：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、2018年度末現在で68名、実に全利用者（130名）の過半数を占めるに至っています。2012年度からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護職員が喀痰吸引等の「特定行為」を業務として行うことができるようになりました。これを受けて、法人内でも法定研修の実施、「認定特



定行為業務従事者認定証」の交付申請を順次進め、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたすことがないよう態勢を整えています。しかし一方で、改正法の施行から丸6年が経ちましたが、医療的ケアを制度に則って実施するための事務手続きの煩雑さや、研修等にかかる法人の費用負担等、制度運用面での課題が多いのも事実です。医療的ケアの「円滑な提供」や「普及」を推進していくためには、行政に対する現場からの働きかけが一層必要になると思われます。

看護スタッフを講師として医療的ケアに従事するケアスタッフに対して随時実施する「医療的ケアショート研修」は本年度も継続。必要な知識の補強とともに、エビデンスに基づく安全なケアスキルの向上を図るためにも、研修内容の更なる充実が求められます。

現場で医療的ケアに当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の一手段」としての「医療的ケア」なのだという自覚を失うことなく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実施を可能とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成

が今後も課題となります。

16：スタッフ体制・研修・育成

生活介護施設 4 ヶ所（主たる事業所×2、従たる事業所×2）、グループホーム 1 ヶ所については、2018 年度も人員配置基準を満たす体制を維持することができました。ただし、ここ数年来、退職するスタッフに加え、産前・産後休業や育児休業を必要とするスタッフの増加に伴い、必要なスタッフ数の確保が課題となっています。正規スタッフの採用活動の一層の工夫とともに、アルバイト採用やアウトソーシングも含めた総合的な対策を講じている最中です。一方で、近年は利用者数がほぼ横ばいに近い状況で推移しており、この利用者数やサービス利用量（通所回数）の横ばい状態が続いた場合、産休・育休「明け」によるスタッフ増に対応できる事業収入を確保する必要にも迫られることとなります。新たな事業展開も含めて、慎重に検討・吟味を重ねたいと考えています。

また、結婚や出産・育児といったライフステージを迎えた現職スタッフが「長く仕事を続けることができる」環境整備を推進する必要にも迫られています。こうした状況を受けて、2018 年度は前年度の「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ」からさらに処遇改善の充実を図るため、研修体系等を整備した上で「加算Ⅰ」を算定し、スタッフの福利厚生向上の一助としました。スタッフ研修については、勤務時間の有効活用や障害福祉に関する基礎的な知識・技術レベルの底上げ等を目的として、オンライン研修（インターネットを通じて講義動画を視聴することにより受講できる研修）を初めて導入しました。従前より取り組んでいる OJT や外部研修も組み合わせ、より有効なスタッフ研修・育成の仕組みを構築できるよう努めています。

【2018 年度・正規スタッフの採用等状況】※2019 年 3 月 31 日現在

①採用	②退職	③産前・産後・育児休業中	現職スタッフ（①含む②③除く）
5 名	2 名	4 名	50 名

17：緊急時対応対策委員会

2015 年度に設置した緊急時対応対策委員会（法人役員・施設長・副施設長・中堅以上のスタッフで構成）は、本年度も 1～2 ヶ月に 1 回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しました。

①利用者の体調急変時の対応・事前対策・ケース検討

日常に起こりうる事故等の緊急時対応については、実際に起きたヒヤリハットや事故の事例検討を入念におこない、原因分析や再発防止施策に取り組みました。全スタッフを対象とした普通救命講習の受講は本年度も継続しています。医師等のアドバイスに基づき、従前の「健康情報」（個々の利用者ごとに作成・更新）の様式を変更した「医療情報」を作成し、緊急時の医療機関へのスムーズな情報提供に資することとしました。食事を経口摂取している利用者の誤嚥予防対策として、従来の「刻み＋トロミ剤」に代わって有効と言われている「ソフト食」を導入。各部署（生活介護施設＋グループホーム）で一定数をストックし、個々の利用者の体調等に応じて適宜活用しました。

②災害時の対応・事前対策

災害時の安否確認に活用するため、平時に使用している「家族会メーリングリスト」の「不達」状況を減らすべく、適宜確認・設定修正をおこないました。利用者が施設で過ごしている時間帯に災害が発生し、すぐには家族と合流できない場合に備えて、常用薬3日分を施設で預かり保管する取り組みは継続し、半年に1度のペースで保管薬の交換をおこなっています（希望者のみ）。各部署に設置している非常用蓄電池では正常な動作が保証されない医療機器（吸引器・人工呼吸器・酸素濃縮器等）に対応するため、簡易な自家発電機の導入を検討した結果、夢飛行と音・onにはガソリン駆動式発電機を、モモの家と機関車にはカセットガス駆動式発電機を、加えて全部署にカーバッテリーを、それぞれ配備することを決定しました（カセットガス式発電機は現在入手困難な状況）。6月の大阪北部地震、9月の台風21号を受けて、地震・気象警報発令時の対応ルール（法人側の対応／利用者・ご家族側の対応）を見直しました。見直し結果を受けて、対応一覧表（施設の開所・閉所／安否連絡の方法等を記載）を作成し、スタッフ・利用者・ご家族に配布・周知する予定です。

③医療的ケアに関する対応・ケース検討

吸引や注入、人工呼吸器の管理等に関する実際のヒヤリハット・事件事例について、原因の分析や再発防止に向けた対策等を具体的に協議しました。また、厚労省が主導し、医療的ケアを必要とする人の情報や診察記録等をクラウド上で共有するシステム「医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）」が2020年に稼働予定であることを踏まえ、該当する一部の利用者・ご家族に事前登録の協力を呼びかけること等を決定しました。

上記①～③での検討・決定事項を踏まえ、引き続き同委員会が中心的な役割を担いながら、利用者の「安心・安全」を盤石にすべく対応を推進していく予定です。

18：決算

「WAM・NET」（独立行政法人福祉医療機構が運営する情報サイト）に掲載済み。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

19：定款

社会福祉法人ゆうのゆう定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区に置く。

第2章 役員及びスタッフ（職員）

（役員の定数）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

（1） 理事 6名

（2） 監事 2名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって社会福祉法の理事長とする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の選任と解任)

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第8条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給できる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定および解職
- 3 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 7 理事会に出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

（理事の職務および権限）

第10条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第11条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事およびスタッフに対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（スタッフ（職員））

第12条 この法人に、スタッフを置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要なスタッフ（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任および解任する。
- 3 施設長等以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

（評議員の定数）

第13条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

（評議員の選任および解任）

第14条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員解任・選任委員会は監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員会の構成と権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は次の事項について決議する。
 - (1) 役員の選任または解任
 - (2) 役員の報酬等の額
 - (3) 役員ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(評議員会の開催と招集)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名または記名押印する。

(評議員の任期と報酬)

第19条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 4 評議員に対して、各年度の総額が 30 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 5 評議員には費用を弁償することができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 1 0 0 0 万円
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合に

については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 24 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散

(解散)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 29 条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人や NPO 法人等の社会福祉事業を営む法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 30 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第 7 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 31 条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 32 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

代表理事	今柳田和男
理事	齊藤真弓
理事	小林美穂
理事	菅野真弓
理事	太田晴美
理事	吉田肇
監事	高松邦明
監事	永田徹

変更後の定款は平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

変更後の定款は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

変更後の定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【定款細則】

1. 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会の委員は、議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2. 日常の業務として理事会が定め、代表理事が専決するものは以下の通りとする。

- ① 施設長等の任免その他重要な人事を除くスタッフの任免
- ② スタッフの日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの
ア 日常的に消費する調理材料、消耗品等の日々の購入

- イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ⑦ 損傷そのほかの理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩ 利用者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

以上

19：役員・評議員

2018年3月31日現在（あいうえお順）

評議員	黒木郁子（家族会副会長） 仲畑美津子（家族会副会長） 西森年寿（大阪大学准教授） 朴君愛（アジア・太平洋人権情報センター 上席研究員） 三木仁志（歯科医師） 柳川敏美（大阪市キャリア教育支援センター統括） 山川真由美（家族会副会長）
理事	大槻瑞文（NPO 法人 W・I・N・G 一路をはこぶ理事） 工藤涼二（弁護士） 小林美穂（社会福祉法人 ゆうのゆう 代表理事） 斎藤真弓（医師） 菅野真弓（NPO 法人 W・I・N・G 一路をはこぶ代表理事） 廣本三枝子（家族会会長）
監事	大石真也（会計士） 永田徹（弁護士）

20. 役員等報酬基準

役員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの理事および監事の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 本規定で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 理事が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

第4条 理事が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 監事が、理事会および評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人および施設・事業所への実地指導・指導監査等への立会および運営状況の指導もしくは監査の業務またはその他代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第6条 役員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第7条 監事、理事が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は評議員会にかかる報酬および旅費は支給しない。

第8条 法人および施設・事業所のスタッフを兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

第9条 「社会福祉法人ゆうのゆう定款」第8条にいう役員報酬の総額全体は、30万円以内とする。

第10条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は、2017年4月1日から施行する。

別表1

名称	報酬
理事会・評議員会	日額 3000円
入札等の会議	日額 3000円

別表2

名称	報酬
理事	日額 3000円
監事	日額 3000円

別表3

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費 1泊の上限は12000円	日額 3000円	実費

上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

評議員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの評議員の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 評議員が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事した

ときは、別表 2 による報酬を支払うことができる。

第5条 評議員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表 3 による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第6条 評議員が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は理事会にかかる報酬および旅費、また複数回目となる評議員会分は支給しない。

第7条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この支給基準は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

名称	報酬
評議員会	日額 3000 円
入札等の会議	日額 3000 円

別表 2

名称	報酬
評議員	日額 3000 円

別表 3

旅費	宿泊費	日当	その他
実費	実費 1 泊の上限は 12000 円	日額 3000 円	実費

上記の報酬は、所得税控除後の金額とする。

21. 処遇改善加算

2018 年度の処遇改善加算は以下の計画に基づき支給した。

- 常勤スタッフ：勤務年数 2 年目のスタッフから毎月 5000 円～32000 円分を計算し、1 年分を年 1 回、2019 年 3 月に一時金「学習支援金」として、書籍購入や国内外施設見学の旅行費用等、スタッフの資質向上のための費用への充当を想定して支給する。（表 1 参照）
- 非常勤スタッフ（派遣スタッフを除く）：実施期間中の労働時間を合計し、1 ケ月平均が 100 時間以上の者に対して 1 時間当たり 80 円を算定する。1 ケ月平均が 100

時間未満の者に対して 1 時間当たり 40 円を算定する。

- 夜間ケア: 共同生活援助において 10 時間以上の宿泊を伴う夜間支援を行ったスタッフ（常勤、非常勤問わず）に対して 1 回 6500 円を算定する。

表 1 常勤スタッフの学習支援金（1 ケ月算定額）

年目	入職年	金額
15 以上	2004 年以上	32000 円
14	2005 年	32000 円
13	2006 年	32000 円
12	2007 年	30000 円
11	2008 年	27500 円
10	2009 年	25000 円
9	2010 年	22500 円
8	2011 年	20000 円
7	2012 年	17500 円
6	2013 年	15000 円
5	2014 年	12500 円
4	2015 年	10000 円
3	2016 年	7500 円
2	2017 年	5000 円

平成 30 年度分福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額	16,322,659 円
賃金改善所要額（i - ii）	17,346,645 円
i）加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	213,473,595 円
ii）初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	196,126,950 円